

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法の施行に伴う政令の概要

1. タクシー業務適正化特別措置法施行令の廃止

タクシー業務適正化特別措置法が改正されたことにより、タクシー業務適正化特別措置法施行令における政令事項の全てが省令等に委任されることとなったことから、当該政令を廃止することとする。

2. 道路運送法施行令の一部改正

旅客自動車運送適正化事業実施機関を指定する権限等について、地方運輸局長に委任することとする。

※タクシー業務適正化特別措置法施行令の廃止は、平成27年10月1日施行